

告示

埼玉県告示第九百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年八月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
草加八潮地域検査センター	草加市松江一―一―八草加市市民体育館駐車場内	令和五年三月三十一日
医療法人元気会わかさクリニック所沢	所沢市くすのき台三―七―四	令和五年六月三十日
東松山眼科	東松山市本町一―一―一〇	令和五年一月八日
なすはらクリニック	深谷市岡二七五七―三	令和五年六月三十日
丸山歯科医院	深谷市上敷免三六五―四	令和五年六月三十日
北葛北部医師会地域PCR検査センター	幸手市高須賀地内県営権現堂第二公園駐車場内仮設	令和五年五月七日
ひまわり診療所	新座市馬場一―二―三三一F	令和五年五月二十二日

訪問看護ステーション 藤	有限会社双葉薬局	アピア薬局	駅前店 薬局日本メデイカル システム ふじみ野	あかつき薬局	薬樹薬局 草加吉町	間瀬薬局	ノーベルデンタルクリニク	愛和歯科クリニック	駒橋歯科医院
春日部市大枝八九―七街区四棟	吉川市吉川団地一―七―一〇二	坂戸市中富町一―一	富士見市ふじみ野西一―一八―一	狭山市加佐志三八五―六	草加市吉町一―五―五	春日部市八丁目四一七―一七	桶川市若宮一―四―五二埼北SSビル 二F	上尾市宮本町一五―一	八潮市中馬場六二―一
令和四年十二月三十一日	令和五年六月三十日	令和五年六月三十日	令和五年六月三十日	令和五年六月三十日	令和五年七月八日	令和五年六月二十日	令和四年十二月三十一日	令和五年六月三十日	令和五年四月二十日

二 指定施術機関

氏名		住所		名称	所在地	廃止年月日
姓	名	住所	住所			
餅井	春菜	植村	亮太	和光接骨院	和光市本町五―二一	令和五年七月三十一日
山下	周一	小林	博文	東武接骨院	春日部市本町一―一五七	令和五年六月三十日
まごころ治療院	まごころ治療院	KEIROW東 武練馬ステーション	KEIROW東 武練馬ステーション	和光接骨院	和光市本町五―二一	令和五年七月三十一日
さいたま市大宮区桜木町二―二三四―一	さいたま市大宮区桜木町二―二三四―一	東京板橋区徳丸一―九―一七―二〇五	東京板橋区徳丸一―九―一七―二〇五	和光接骨院	和光市本町五―二一	令和五年七月三十一日
松本ビル四階	松本ビル四階	さいたま市大宮区桜木町二―二三四―一	さいたま市大宮区桜木町二―二三四―一	和光接骨院	和光市本町五―二一	令和五年七月三十一日